

平成 22 年 6 月 18 日

第 2 回 御嵩町議会定例会会議録（第 3 号）

### 議事日程第3号

平成22年6月18日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 4件

議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

### 出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝

まちづくり課長 奥 村 悟  
住民環境課長 伊佐治 徳 保  
福祉課長 若 尾 要 司  
上下水道課長 伊左次 一 郎  
会計管理者 藤 木 伸 治  
生涯学習課長 玉 木 幸 治

税 務 課 長 日比野 優  
保険長寿課長 山 田 徹  
農 林 課 長 安 藤 信 治  
建 設 課 長 吉 田 隆 博  
学校教育課長 田 中 秀 典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明

議会事務局書記 加 藤 暢 彦

### 開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 木下四郎君、1番 伊崎公介君の2名を指名します。

---

### 議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

12番（木下四郎君）

お尋ねします。

歳入の項目で、農林水産事業分担金63万円、2ヘクタール、62戸で負担割合というか、分担金として課せられておる分ですが、今のような農業状況の中で、こういう負担は少しでも少なくしていくということが筋ではないかというふうに思いますが、この辺の御見解をお伺いします。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

木下議員の御質問にお答えします。

安いほどいいわけですが、一応ルールとして負担率が決まっております。あくまでも農業施設ということで、公共的なものとは違いまして、負担があるというのは当然のことだと思います。一応負担率が63万ということで、資料の9ページにございます。5%だったと思いますが、農業の関係は全部負担率が決まっておりますので、安いにはこしたことはありませんけど、一応そういうことで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

ただいまの木下議員の指摘は、いわゆる受益者負担金、地元負担が5%と。これはもともと町と地元負担で10%ずつ20%という原則であったものが、私ども議員にならせていただいてから5%に、いわゆる受益者負担を下げたという経緯があります。そういう意味では、受益者負担というのは、一つのため池なぶると約1億ということで、相当地元には負担率が大きいということはあるかもしれませんが、これは若干仕方がないかなあと。

ただ、あわせて今回は撫尾のため池の堤体等の改修含めて、26年度までの3年間の事業として出てきた案件でございますけれども、それ以前に古屋敷の東洞のため池の全面改修、それと、その下の大きな雨が降ると民家へ流入するという問題があって、余水ばき等の位置の変更と排水路、その下の平芝川の一部流域の変更という問題、これは随分前から指摘してあるんですが、これが今の段階でも事業着工、また事業認可にもなっていないという部分がございますが、もしその経緯がわかりましたら、わからなければまた後で教えていただければいいんですが、どういう状況になっておるかということだけ、これは関連として、もしよろしければということですが、よろしくお願いします。

議長（鈴木元八君）

谷口議員に申し添えますが、この問題は関連という発言がありましたが、本来でしたら一般質問等にされる質問でございますので、執行部の方にあえて申されるのか、それともこれですとされるのかどちらですか、再度お願いします。

谷口議員。

11番（谷口鈴男君）

もしわかれば簡単に御回答いただきたいし、この場で準備がしてなければ、また後日で結構でございます。以上です。

議長（鈴木元八君）

この問題につきましては、町執行部の対応もあるかと思しますので、担当課としてはすぐには答えられない問題かも知れませんので、鋭意関係課で協議しながら、次回の議会等に研究されたらと思いますが、担当課長、それでよろしいですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

担当課長の発言はありませんが、了解を得ましたので、それでお願いしたいと思ひます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

#### 12番（木下四郎君）

御嵩町の職員の育児休業に関する条例の改正等について、この御嵩町の職員とは非正規の職員も含めてすべての職員、御嵩行政にかかわっておるすべての職員を称するのか、この辺はい

かがですか。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷企画課長。

**企画課長（鍵谷昌孝君）**

木下議員の御質問にお答えします。

この条例に規定する職員とは、御嵩町の正規職員でございます。臨時の職員につきましては法律がまた違いますので、ここで決めておるのは正規の職員ということで御了解いただきたいと思っております。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

続きまして、議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

職員団体のための職員の行為というのは、具体的にどういう事例を指すのか、事例を含めて

説明をしていただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷企画課長。

**企画課長（鍵谷昌孝君）**

適法な行為、交渉ということでありませけれども、その内容につきましては、毎年職員団体の方は職場で要望事項の聞き取りをしまして、職員団体としてまとめて町に要望書という形で毎年提出をしてきております。ここにいう適法な交渉というのは、時間内に職場でまとめた要望内容を町執行部に説明をする、もしくは町執行部からその団体に回答について説明をすると、そういうようなことが時間内に行うことが想定をされます。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

要は、職員団体の組合活動を指すという理解でよろしゅうございますか。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷企画課長。

**企画課長（鍵谷昌孝君）**

谷口議員の質問にお答えします。

地方公務員法の第55条の2に、職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のためのその業務を行い、または活動してはならないという部分の例外規定ということで先ほどのものがあって、先ほどの行為については適法な交渉ということで、勤務時間内にできるという趣旨でございます。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

次に、発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

12番 木下四郎君。

#### 12番（木下四郎君）

我が名鉄路線対策特別委員会でも、こういう議論に対していろいろと議論を重ねてまいりました。そして、活性化協議会が今現在あるわけですが、法定協議会というのは必要であること、必要性は認めます。必要性は認めますが、今この時期にということ、できるだけ皆さんが賛同できるような、こういう原案をつくってほしいということを委員長にお願いを申し上げまして、委員長がすべて委員が賛同できる決議案件を作成していただきました。よって、私はそういう意味でのこの決議案については、1市2町にとってもどこの自治体でも納得がいくような、やわらかい文章にしてほしいということで同意をいただきましたもので、私はこれについて賛同を委員会でいたしました。以上。

#### 議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論のような話でしたが、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号 名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議について採決を

行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長よりつけ加えておきます。この決議の結果につきましては、決議書とともに町長に送付をいたします。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

#### 議長（鈴木元八君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書を議題とします。

ただいま議題としました請願第1号について、議長あてに審査報告の提出がありましたので、総務建設産業常任委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査の結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

#### 総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）

平成22年6月15日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳。

請願審査報告書。6月10日に開催されました第2回定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記1. 審査実施日、平成22年6月15日火曜日。2. 審査事件名、請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書。3. 審査の結果、請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書については、全員の賛成により採択すべきものと決定しました。以上です。

#### 議長（鈴木元八君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 21号線バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願書について採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。本請願を委員長報告のとおり採択すべきものに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、請願第1号は採択すべきものと決定しました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（鈴木元八君）

以上で本定例会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

改めておはようございます。

ただいま今定例会に上程させていただきました議案すべて可決をいただきました。ありがとうございました。

意見書、請願書も大変重く受けとめております。当然、議会もその意見書に沿った行動を起こされるでありましょうし、請願についても採択をされた以上は、公安への働きかけも議会独自でもされるかと思えます。そういう意味では、議会の皆さんに負けないように行政側も頑張っていくという決意をしたところであります。

10月25、26日と、名古屋市の方からCOP10の案内が届きました。近隣の自治体にお聞きしたところ、どこにも行ってないというものですので、御嵩町が特別な位置づけとしていただいたものなのかどうなのか今調べているところでありますが、内容いかんによっては出席をしたい、また担当者レベルでよいならそういう対応はしていきたいと。1日は勉強かたがた私も行きたいなあと考えておりますけれど、臨機応変に対応をしていきたいと思えます。

御嵩町には、よその自治体にはない記念すべき日が二つあります。一つが、この6月22日には住民投票を行った日が来ます。今思い出しますと、6月初めまで全町の全農地の田植えがいつまであるのかということまで調べて臨んだのが、この6月22日の住民投票でありました。

もう一つ、記念日、これは行政対象暴力に立ち上がった日と言えます10月30日であります。柳川前町長が襲撃を受けたということで、これは14年になります。時効制度というのがありまして、時効に当たらないいわゆる凶悪な犯罪という、時効が対象にならないものも出てきておりますけれど、現段階ではあの殺人未遂事件というのは時効を来年迎えるという状況であります。こうしたことを忘れていくことが風化の始まりだと思えますので、この6月22日と10月30日というのは、御嵩町民として強く心にとどめておく必要があると思えます。そういう意味では、今後いろんなハードルを越えてきた御嵩町民として誇りを持ち、胸を張って町の運営に当たっていきたくて決意しているところであります。

これから暑くなりますので、御自愛いただきまして、風邪など引かぬよう頑張ってくださいと思えます。また、参議院選挙がございますので、いろんなところで駆り出される方もあるかと思えます。少なくとも御嵩町議会の議員として、その方向性というのは町民にわかる方向性を示していただきたいと希望しておきます。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

## 閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

これをもって、平成22年御嵩町議会第2回定例会を閉会します。御苦労さんでした。

午前9時26分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員